九六五番一から九六五番三まで
九六六番一及び九六六番二
九七一番一及び九七一番二
一〇〇一番一
一〇〇一番三及び一〇〇一番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県南宇和郡愛南町須ノ川
九九四番一　一号及び二号
九七一番二　三号
九九三番二　四号
九九三番一　五号

○国土交通省告示第千百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

似鳥の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県二戸市似鳥

字戸ノ平

七七番一八　一号
五九番一　二号
七七番四　三号
七七番三　四号から七号まで
七七番二　八号
七七番八　九号及び十号
七七番六　十一号
七七番一　十五号から十八号まで
三二番五　二十一号及び二十二号
三二番七　二十三号及び二十四号
四六番　二十五号から二十七号まで

字上平

三九番四　十二号
三九番三　十三号及び十四号
三九番五　十九号及び二十号

○国土交通省告示第千百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川口谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

高知県吾川郡いの町勝賀瀬

字古土井　四九九番一から四九九番四まで
五三六番
五四六番二から五四六番五まで
五四六番七
三三九八番一及び三三九八番二
三三九九番一及び三三九九番二
三四〇〇番一
三四一三番
字新在家
三四六三番
三四六六番一及び三四六六番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線により囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県吾川郡いの町勝賀瀬

字古土井　四九九番四　一号
四九九番二　二号
字新在家　三四六六番一　三号及び四号
三四六二番一　五号

○防衛省告示第百七十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒
東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒
東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒
東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒
東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒
東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒
東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒
東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒
東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒
東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒
東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒
東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
東経一三〇度一二分五二秒